



# 電動車いす

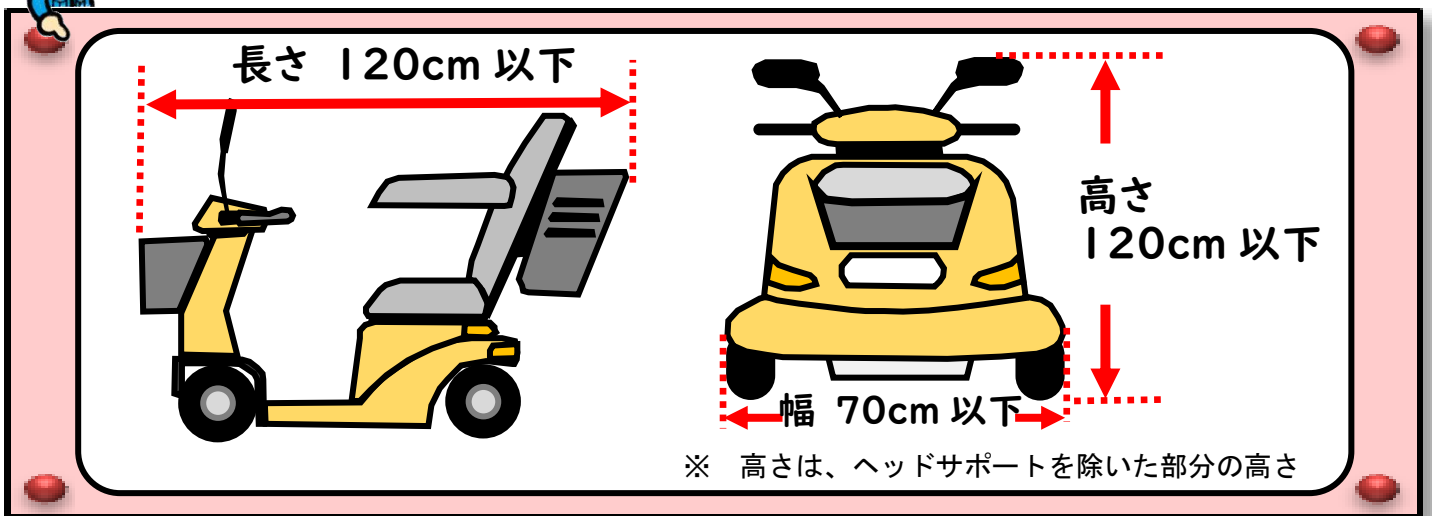
## 大きなカゴ<sup>など</sup>の取り付け ちょっと待った!



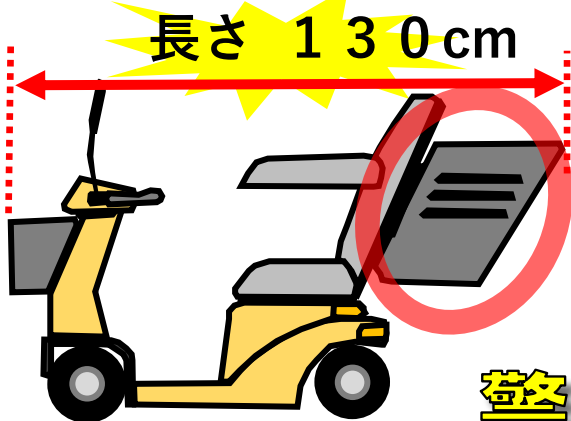
その大きさ、基準を超えていませんか?



法令で定められている電動車いすの基準はこちら



たとえば、大きなカゴを取り付けた場合



車体の長さが120cm以上となり、警察署長の確認を受けていない場合は、電動車いす(歩行者)として扱われません。



## 警察署へ必ず申請を



身体の状態により、法令で定められた基準を超える電動車いすをやむを得ず使用する場合は、警察署長の確認を受ける必要があります。

**住所地を管轄する警察署に申請してください。**